

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会
(神奈川県担当部会)
平成27年9月3日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 9件

厚生年金保険関係 9件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 6件

国民年金関係 5件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(神奈川県)(受)第1500136号
厚生局事案番号 : 関東信越(神奈川県)(厚)第1500064号

第1 結論

請求者のA社における標準賞与額に係る記録を、平成19年12月28日は31万7,000円、平成21年12月28日は30万3,000円、平成22年12月28日は29万6,000円、及び平成24年12月28日は28万4,000円に訂正することが必要である。

上記の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者の上記期間に係る標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成19年12月
② 平成21年12月
③ 平成22年12月
④ 平成24年12月

厚生年金保険の記録では、請求期間に係る標準賞与額の記録が無いが、当該期間に支払われた賞与から厚生年金保険料が控除されていたので、当該標準賞与額に係る記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

事業主が提出した請求者の平成19年分給与所得に対する所得税源泉徴収簿、及び平成21年12月、平成22年12月及び平成24年12月に係る賞与支払明細書、並びに社会保険事務担当者の陳述から、請求者は請求期間において、賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、上記期間の賞与支給日については、社会保険事務担当者の回答から、請求期間①は平成19年12月28日、請求期間②は平成21年12月28日、請求期間③は平成22年12月28日、及び請求期間④は平成24年12月28日とすることが妥当である。

また、請求期間に係る標準賞与額については、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の当該期間に係る標準賞与額については、当該源泉徴収簿及び賞与支払

明細書で確認又は推認できる保険料控除額から、平成19年12月28日は31万7,000円、平成21年12月28日は30万3,000円、平成22年12月28日は29万6,000円、及び平成24年12月28日は28万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成19年12月28日、平成21年12月28日、平成22年12月28日及び平成24年12月28日について、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（当時。平成22年1月からは年金事務所。）に対し提出しておらず、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、請求者の当該期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越(神奈川県)(受)第1500149号
厚生局事案番号 : 関東信越(神奈川県)(厚)第1500065号

第1 結論

請求者のA社における標準賞与額に係る記録を、平成19年12月28日は36万3,000円、平成21年12月28日は34万6,000円、平成22年12月28日は33万9,000円、及び平成24年12月28日は32万4,000円に訂正することが必要である。

上記の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者の上記期間に係る標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成19年12月28日
② 平成21年12月28日
③ 平成22年12月28日
④ 平成24年12月28日

厚生年金保険の記録では、請求期間に係る標準賞与額の記録が無いが、当該期間に支払われた賞与から厚生年金保険料が控除されていたので、当該標準賞与額に係る記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

事業主が提出した請求者の平成19年分給与所得に対する所得税源泉徴収簿、及び平成21年12月、平成22年12月及び平成24年12月に係る賞与支払明細書、並びに社会保険事務担当者の陳述から、請求者は請求期間において、賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、請求期間に係る標準賞与額については、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の当該期間に係る標準賞与額については、当該源泉徴収簿及び賞与支払明細書で確認又は推認できる保険料控除額から、平成19年12月28日は36万3,000円、平成21年12月28日は34万6,000円、平成22年12月28日は33万9,000円、及び平成24年12月28日は32万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成 19 年 12 月 28 日、平成 21 年 12 月 28 日、平成 22 年 12 月 28 日及び平成 24 年 12 月 28 日について、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（当時。平成 22 年 1 月からは年金事務所。）に対し提出しておらず、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、請求者の当該期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越(神奈川県)(受)第1500150号
厚生局事案番号 : 関東信越(神奈川県)(厚)第1500066号

第1 結論

請求者のA社における標準賞与額に係る記録を、平成19年12月28日は31万2,000円、平成21年12月28日は29万8,000円、平成22年12月28日は29万2,000円、及び平成24年12月28日は28万4,000円に訂正することが必要である。

上記の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者の上記期間に係る標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成19年12月28日
② 平成21年12月28日
③ 平成22年12月28日
④ 平成24年12月28日

厚生年金保険の記録では、請求期間に係る標準賞与額の記録が無いが、当該期間に支払われた賞与から厚生年金保険料が控除されていたので、当該標準賞与額に係る記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

事業主が提出した請求者の平成19年分給与所得に対する所得税源泉徴収簿、及び平成21年12月、平成22年12月及び平成24年12月に係る賞与支払明細書、並びに社会保険事務担当者の陳述から、請求者は請求期間において、賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、請求期間に係る標準賞与額については、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の当該期間に係る標準賞与額については、当該源泉徴収簿及び賞与支払明細書で確認又は推認できる保険料控除額から、平成19年12月28日は31万2,000円、平成21年12月28日は29万8,000円、平成22年12月28日は29万2,000円、及び平成24年12月28日は28万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成 19 年 12 月 28 日、平成 21 年 12 月 28 日、平成 22 年 12 月 28 日及び平成 24 年 12 月 28 日について、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（当時。平成 22 年 1 月からは年金事務所。）に対し提出しておらず、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、請求者の当該期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越(神奈川県)(受)第1500151号
厚生局事案番号 : 関東信越(神奈川県)(厚)第1500067号

第1 結論

請求者のA社における標準賞与額に係る記録を、平成19年12月28日は31万2,000円、平成21年12月28日は29万8,000円、平成22年12月28日は29万2,000円、及び平成24年12月28日は27万9,000円に訂正することが必要である。

上記の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者の上記期間に係る標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和52年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成19年12月28日
② 平成21年12月28日
③ 平成22年12月28日
④ 平成24年12月28日

厚生年金保険の記録では、請求期間に係る標準賞与額の記録が無いが、当該期間に支払われた賞与から厚生年金保険料が控除されていたので、当該標準賞与額に係る記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

事業主が提出した請求者の平成19年分給与所得に対する所得税源泉徴収簿、及び平成21年12月、平成22年12月及び平成24年12月に係る賞与支払明細書、並びに社会保険事務担当者の陳述から、請求者は請求期間において、賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、請求期間に係る標準賞与額については、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の当該期間に係る標準賞与額については、当該源泉徴収簿及び賞与支払明細書で確認又は推認できる保険料控除額から、平成19年12月28日は31万2,000円、平成21年12月28日は29万8,000円、平成22年12月28日は29万2,000円、及び平成24年12月28日は27万9,000円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成 19 年 12 月 28 日、平成 21 年 12 月 28 日、平成 22 年 12 月 28 日及び平成 24 年 12 月 28 日について、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（当時。平成 22 年 1 月からは年金事務所。）に対し提出しておらず、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、請求者の当該期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越(神奈川県)(受)第1500152号
厚生局事案番号 : 関東信越(神奈川県)(厚)第1500068号

第1 結論

請求者のA社における標準賞与額に係る記録を、平成19年12月28日は18万2,000円、平成21年12月28日は29万8,000円、平成22年12月28日は29万2,000円、及び平成24年12月28日は27万9,000円に訂正することが必要である。

上記の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者の上記期間に係る標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成19年12月28日
② 平成21年12月28日
③ 平成22年12月28日
④ 平成24年12月28日

厚生年金保険の記録では、請求期間に係る標準賞与額の記録が無いが、当該期間に支払われた賞与から厚生年金保険料が控除されていたので、当該標準賞与額に係る記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

事業主が提出した請求者の平成19年分給与所得に対する所得税源泉徴収簿、及び平成21年12月、平成22年12月及び平成24年12月に係る賞与支払明細書、並びに社会保険事務担当者の陳述から、請求者は請求期間において、賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、請求期間に係る標準賞与額については、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の当該期間に係る標準賞与額については、当該源泉徴収簿及び賞与支払明細書で確認又は推認できる保険料控除額から、平成19年12月28日は18万2,000円、平成21年12月28日は29万8,000円、平成22年12月28日は29万2,000円、及び平成24年12月28日は27万9,000円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成 19 年 12 月 28 日、平成 21 年 12 月 28 日、平成 22 年 12 月 28 日及び平成 24 年 12 月 28 日について、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（当時。平成 22 年 1 月からは年金事務所。）に対し提出しておらず、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、請求者の当該期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越(神奈川県)(受)第1500153号
厚生局事案番号 : 関東信越(神奈川県)(厚)第1500069号

第1 結論

請求者のA社における標準賞与額に係る記録を、平成21年12月28日は20万円、平成22年12月28日は25万円、及び平成24年12月28日は28万2,000円に訂正することが必要である。

上記の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者の上記期間に係る標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和38年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成21年12月28日
② 平成22年12月28日
③ 平成24年12月28日

厚生年金保険の記録では、請求期間に係る標準賞与額の記録が無いが、当該期間に支払われた賞与から厚生年金保険料が控除されていたので、当該標準賞与額に係る記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

事業主が提出した請求者の平成21年12月、平成22年12月及び平成24年12月に係る賞与支払明細書並びに社会保険事務担当者の陳述から、請求者は請求期間において、賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、請求期間に係る標準賞与額については、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の当該期間に係る標準賞与額については、賞与支払明細書で確認できる賞与額又は保険料控除額から、平成21年12月28日は20万円、平成22年12月28日は25万円、及び平成24年12月28日は28万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成21年12月28日、平成22年12月28日及び平成24年12月28日について、

請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（当時。平成 22 年 1 月からは年金事務所。）に対し提出しておらず、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、請求者の当該期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越(神奈川県)(受)第1500154号
厚生局事案番号 : 関東信越(神奈川県)(厚)第1500070号

第1 結論

請求者のA社における標準賞与額に係る記録を、平成21年12月28日は20万円、平成22年12月28日は25万円、及び平成24年12月28日は28万4,000円に訂正することが必要である。

上記の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者の上記期間に係る標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成21年12月28日
② 平成22年12月28日
③ 平成24年12月28日

厚生年金保険の記録では、請求期間に係る標準賞与額の記録が無いが、当該期間に支払われた賞与から厚生年金保険料が控除されていたので、当該標準賞与額に係る記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

事業主が提出した請求者の平成21年12月、平成22年12月及び平成24年12月に係る賞与支払明細書並びに社会保険事務担当者の陳述から、請求者は請求期間において、賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、請求期間に係る標準賞与額については、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の当該期間に係る標準賞与額については、賞与支払明細書で確認できる賞与額又は保険料控除額から、平成21年12月28日は20万円、平成22年12月28日は25万円、及び平成24年12月28日は28万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成21年12月28日、平成22年12月28日及び平成24年12月28日について、

請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（当時。平成 22 年 1 月からは年金事務所。）に対し提出しておらず、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、請求者の当該期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越(神奈川県)(受)第1500155号
厚生局事案番号 : 関東信越(神奈川県)(厚)第1500071号

第1 結論

請求者のA社における平成24年12月28日の標準賞与額を27万9,000円に訂正することが必要である。

平成24年12月28日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成24年12月28日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和49年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成24年12月28日

厚生年金保険の記録では、請求期間に係る標準賞与額の記録が無いが、当該期間に支払われた賞与から厚生年金保険料が控除されていたので、当該標準賞与額に係る記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

事業主が提出した請求者の平成24年12月に係る賞与支払明細書及び社会保険事務担当者の陳述から、請求者は請求期間において、賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、請求期間に係る標準賞与額については、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の当該期間に係る標準賞与額については、賞与支払明細書で確認できる保険料控除額から、27万9,000円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成24年12月28日について、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し提出しておらず、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の当該期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越(神奈川県)(受)第1500024号
厚生局事案番号 : 関東信越(神奈川県)(厚)第1500072号

第1 結論

請求者のA社における被保険者記録のうち、請求期間に係る資格取得年月日(平成23年11月17日)及び資格喪失年月日(平成24年11月1日)を取り消し、平成23年11月から平成24年10月までの標準報酬月額を19万円とすることが必要である。

平成23年11月17日から平成24年11月1日までの訂正後の期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成23年11月17日から平成24年11月1日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和54年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成23年11月17日から平成24年11月1日まで

私は、平成25年11月16日にA社を退職したが、事業所が誤って、厚生年金保険の被保険者資格喪失年月日を当初、平成23年11月17日と届出したが、その後平成25年11月17日に訂正したにもかかわらず請求期間が年金額の計算の基礎とならない期間(厚生年金保険法第75条本文該当)とされているので、保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者の雇用保険の記録及び事業主の回答から、請求者が請求期間においてA社に勤務していたことが確認できる。

また、事業主が提出した源泉徴収票及び事業主の回答から、請求者は請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の請求期間に係る標準報酬月額については、上記源泉徴収票から推定できる厚生年金保険料控除額から、19万円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求者の請求期間に係る資格喪失の訂正届を年金事務所に対し、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に提出したことを認めており、保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の当該期間に係る厚

生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越(神奈川県)(受)第1500124号
厚生局事案番号 : 関東信越(神奈川県)(国)第1500016号

第1 結論

昭和49年6月から昭和51年12月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和11年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和49年6月から昭和51年12月まで

私は、昭和49年6月に、当時居住していた市の区役所で国民年金の加入手続を行った。請求期間の国民年金保険料については、同区役所から送付されてきた納付書により毎月金融機関で900円から1,400円ぐらいを納付していた。妻が国民年金の加入手続を行った昭和50年3月には、妻と一緒に付加年金の加入手続を行い、定額保険料に併せて付加保険料も納付し始めた。以前、総務省年金記録確認地方第三者委員会に記録訂正を申し立てた際、同委員会から、昭和49年6月に国民年金の加入手続を行った場合、国民年金手帳記号番号は19万番台で払い出されているはずであると言われ、そうであるならば同年同月に私の同番号が払い出されているはずである。現在所持する年金手帳には、同番号が付番されており、請求期間の保険料が未納となっていることに納得がいかないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、昭和49年6月に国民年金の加入手続を行った場合、現在所持する年金手帳の国民年金手帳記号番号とは別の手帳記号番号が19万番台で払い出されているはずであると言われ、そうであるならば同年同月に私の番号が払い出されているはずだと主張しているが、i) 国民年金手帳記号番号払出簿を確認したところ、請求者が国民年金の加入手続を行った際に、払い出されたはずとする19万番台の手帳記号番号が付番された国民年金被保険者の中に、請求者の氏名は見当たらないこと、ii) 請求期間の始期から請求者が所持する年金手帳の手帳記号番号が払い出されるまで同一市内に居住している請求者に対して別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらず、その形跡も無いことから、請求者が所持する年金手帳の手帳記号番号以外に、別の手帳記号番号が払い出されたとは考え難い。

また、請求者の国民年金の加入手続が行われた時期は、請求者の同手帳記号番号の前後の番号が付番された任意加入被保険者の資格取得日から、昭和52年1月頃と推認され、推認される国民年金の加入手続時点において、請求期間の一部は時効により国民年金保険料を納付することができない上、当該期間の過半は過年度納付及び現年度納付により納付することは可能であるものの、請求者は、当該期間の保険料を遡ってまとめて納付した記憶は無いとしている。

さらに、請求者は、昭和50年3月に付加年金の加入手続を行い、請求期間のうち昭和50年3月から昭和51年12月までの期間の国民年金保険料については、定額保険料に併せて付加保

険料を納付していたと主張しているが、請求者の所持する年金手帳及びオンライン記録により昭和52年1月25日付けで付加年金に加入したことが確認できる上、制度上、付加保険料は申出をした月より前に遡って納付することができないことから、請求者の主張と一致しない。

そのほか、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(神奈川県)(受)第1500128号
厚生局事案番号 : 関東信越(神奈川県)(国)第1500017号

第1 結論

昭和45年1月から昭和56年3月までの請求期間及び平成13年4月から平成14年5月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和25年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 昭和45年1月から昭和56年3月まで
② 平成13年4月から平成14年5月まで

私の母親が、昭和55年6月に、私の国民年金の加入手続を区役所で行ってくれた。請求期間①の国民年金保険料は、昭和55年6月に、母親が、私が渡した60万円の中から区役所で遡ってまとめて納付してくれ、請求期間②の国民年金保険料も、母親が、まとめて銀行で納付してくれた。

請求期間①及び②の国民年金保険料は、母親が納付してくれたはずなので、調査の上、請求期間①及び②の記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、母親が、昭和55年6月に、請求者の国民年金の加入手続を行ってくれ、請求期間の国民年金保険料については、母親が、区役所又は銀行で納付してくれたと述べているが、請求者は、国民年金の加入手続及び請求期間の国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、それらを行ってくれたとする母親は、既に他界しており証言を得ることができないことから、国民年金の加入手続の状況及び請求期間の国民年金保険料の納付状況が不明である。

また、請求者は、請求期間①の国民年金保険料については、母親が、区役所で遡ってまとめて納付してくれたと述べているが、請求者の国民年金の加入手続時期は、請求者の国民年金手帳記号番号の前後の番号が付与された任意加入被保険者の資格取得日から、昭和55年6月頃と推認され、当該加入手続時点において、当該期間のほとんどの国民年金保険料は、過年度納付及び第3回特例納付により納付するほかないが、制度上、それらの方法による保険料納付は市の区役所では取り扱うことはできない。

さらに、請求者は、請求期間②の国民年金保険料については、母親が、まとめて銀行で納付してくれたと述べているが、当該期間は、平成9年1月の基礎年金番号の導入後の期間であり、基礎年金番号に基づき、国民年金保険料の収納事務の機械化が図られていた状況下において、当該期間の記録管理が適切に行われていなかったとは考え難い。

加えて、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)がなく、ほかに当該期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(神奈川県)(受)第1500121号
厚生局事案番号 : 関東信越(神奈川県)(国)第1500018号

第1 結論

昭和58年12月から昭和62年3月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和29年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和58年12月から昭和62年3月まで

私は、昭和58年12月に会社を退職後、はっきりした時期は覚えていないが、区役所の出張所で国民年金の加入手続を行い、その後、送られてきた納付書により自宅近くの金融機関で国民年金保険料を納付した。昭和60年分から平成2年分までの確定申告書(控)を所持しており、当該確定申告書の社会保険料控除欄には各年に支払った国民年金保険料の金額が記載されているにもかかわらず、請求期間の保険料が未納ということに納得できないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、国民年金の加入手続について、昭和58年12月に会社を退職後、区役所の出張所で行ったと述べているが、請求者は、当該手続を行った具体的な時期をはっきりとは覚えておらず、年金手帳の受領等についても、具体的な記憶が無いことから、請求者の国民年金の加入状況が不明である。

また、請求者の国民年金の加入手続が行われた時期は、請求者の国民年金手帳記号番号の前後の番号が付与された任意加入被保険者の資格取得日から、平成元年4月頃と推認されることから、当該時点において、請求期間のほとんどは、時効により国民年金保険料を納付することができない期間である。

さらに、請求者は、請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す資料として、昭和60年分から平成2年分までの確定申告書(控)を提出しているが、i)昭和60年分から昭和63年分までの確定申告書(控)の社会保険料控除欄に記載された国民年金保険料の金額は、請求者が各年の保険料を実際に納付した場合の金額とおおむね一致するものの、当時付加年金に加入していた元妻の各年の保険料の納付額により近似していること、ii)平成元年分の確定申告書(控)の社会保険料控除欄に記載された国民年金保険料の金額は、前述の推認される加入手続時期(平成元年)において、請求者が、昭和62年分及び昭和63年分の保険料を過年度納付するとともに、同年の保険料を現年度納付した場合の金額とおおむね一致しており、請求者の主張のとおり、昭和62年分及び昭和63年分の保険料を現年度納付していたとすると、当該保険料については、重複して納付したことになり、不自然であることから、これら資料を請求者が請求期間の保険料を納付していたことを裏付けるものと認めることはできない。

加えて、請求期間の国民年金保険料を納付するには、請求者に別の国民年金手帳記号番号が

払い出されている必要があるが、別の相手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらず、その形跡も無い。

そのほか、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す他の関連資料（家計簿等）も無く、当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(神奈川県)(受)第1500129号
厚生局事案番号 : 関東信越(神奈川県)(国)第1500019号

第1 結論

昭和57年10月及び昭和57年11月から昭和59年3月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和35年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 昭和57年10月
② 昭和57年11月から昭和59年3月まで

昭和55年8月頃、母親が学生だった私の国民年金の任意加入手続を行ってくれた。請求期間の国民年金保険料については、母親が自身と父親及び私の3名分の保険料を一緒に納付してくれていたと思う。

私が会社に就職した昭和59年4月頃、母親から、年金手帳を渡され、国民年金に加入してからの国民年金保険料は、全て納付済みであると聞いたにもかかわらず、請求期間の保険料が未納及び未加入による未納となっていることに納得がいかないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、昭和55年8月頃、母親が学生だった請求者の国民年金の任意加入手続を行い、請求期間①及び②の国民年金保険料を納付してくれていたと思うと主張しているが、請求者は、自身の国民年金の加入手続及び当該期間の保険料の納付に直接関与しておらず、請求者の国民年金の加入手続を行い、当該期間の保険料を納付していたとする母親は既に他界しており、証言を得ることができないことから、請求者の国民年金の加入状況及び当該期間の保険料の納付状況が不明である。

また、請求期間①について、請求者は、母親が自身と父親及び請求者の3名分の国民年金保険料を一緒に納付してくれていたと主張しているが、当該期間当時居住していた市の国民年金被保険者名簿によると、i) 同期間の母親及び父親の保険料は、父親の預金口座から口座振替で納付されていたこと、ii) 一方、請求者の保険料は、昭和55年10月から請求者自身の預金口座から口座振替で納付されていたが、請求期間①の納付期限(昭和57年12月)が到来する前の昭和57年11月に同口座振替が停止されていたことが確認できる上、オンライン記録では、昭和59年10月8日に当該期間の保険料に係るものと推認される過年度納付書が作成されていたことが確認できることから、請求者の主張と相違している。

さらに、請求期間②について、上記の国民年金被保険者名簿によると、昭和57年11月に口座振替が停止され、同年同月3日に国民年金被保険者資格を喪失していることが確認でき、任意の届出により資格を喪失していることがうかがえる上、その後、昭和59年4月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得するまでの間において、改めて、国民年金の被保険者資格を任

意で取得した記録は見当たらないことから、請求期間②は、国民年金に未加入で国民年金保険料を納付することができない期間である。

加えて、請求者が請求期間②の国民年金保険料を納付するには、別の国民年金手帳記号番号が払い出されている必要があるが、当該期間を通じて同一市内に居住していた請求者に対して、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらず、その形跡も無い。

そのほか、請求者が請求期間①及び②の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間①及び②の国民年金保険料を納付していたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(神奈川県)(受)第1500125号
厚生局事案番号 : 関東信越(神奈川県)(国)第1500020号

第1 結論

昭和50年9月から同年11月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和10年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和50年9月から同年11月まで

私は、昭和50年9月頃に、国民年金の加入手続をA市役所で行い、請求期間の国民年金保険料を同市役所又は同市内の銀行で納付し、領収証書を受け取っていた。

その後、年金額に関する相談のため市役所へ出向き、参考資料として年金手帳とともに国民年金保険料の領収証書を持参した。その際、同市役所の職員の要請により、昭和50年9月から同年11月までの領収証書を同職員に渡したところ、戻ってこなかった。

請求期間が国民年金に未加入とされていることに納得できないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、昭和50年9月頃、国民年金の加入手続を市役所で行ったと述べているが、i) 請求者は、加入手続の時期をはっきりとは覚えていないこと、ii) 加入手続の際交付されたとする年金手帳についても、その手帳の色や記載内容など全く記憶していないことから、国民年金の加入状況が不明である。

また、請求者は、請求期間の国民年金保険料を市役所等で納付していたと主張しているが、i) 請求期間当時被用者年金制度の加入者の配偶者である請求者が国民年金に加入するには、制度上、加入の申出をした日から任意加入することになるが、請求者の加入手続時期は、請求者の国民年金手帳記号番号の前後の番号が付与された任意加入被保険者の資格取得日から、昭和50年12月17日と推認されること、ii) 請求期間当時居住していた市の「国民年金マスターカード」の資格取得日欄及び請求者の所持する年金手帳の国民年金の「はじめて被保険者となった日」欄に、推認される加入手続日と同日の昭和50年12月17日とそれぞれ記載されていることが確認できること、iii) オンライン記録においても、同日前に国民年金の被保険者資格を取得した形跡は見当たらないことから、請求期間は国民年金に未加入の期間であり、国民年金保険料を納付することができない。

さらに、請求者の主張のとおり請求期間の国民年金保険料を納付するには、請求者に別の国民年金手帳記号番号が払い出されている必要があるが、その形跡は見当たらない。

加えて、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)がなく、ほかに請求期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(神奈川県)(受)第1500165号
厚生局事案番号 : 関東信越(神奈川県)(脱)第1500005号

第1 結論

昭和37年4月1日から昭和41年9月21日までの請求期間については、脱退手当金を受給していない期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和18年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和37年4月1日から昭和41年9月21日まで

支給済期間 : ① 昭和37年4月1日から昭和38年3月1日まで
② 昭和38年3月8日から同年7月1日まで
③ 昭和38年7月1日から昭和39年5月1日まで
④ 昭和39年5月21日から昭和41年9月21日まで

厚生年金保険の記録では、A社(現在は、B社)を退職後に脱退手当金を受給したことになるが、私は、A社を含む4事業所の脱退手当金を受け取った記憶はない。B社に照会したところ、脱退手当金の手続を行ったことはないとの回答を得ている。また、元配偶者及び退職後に勤務した事業所の同僚からの証言もあるので、請求期間を厚生年金保険の被保険者期間として年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求者に係るA社の健康保険厚生年金保険被保険者原票に脱退手当金の支給を意味する「脱」表示が押印されているとともに、脱退手当金の支給額に計算上の誤りはなく、請求期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失年月日から約5か月後の昭和42年2月24日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、請求者に係る厚生年金保険被保険者期間の被保険者記号番号は、請求期間である4回の厚生年金保険被保険者期間が同一番号で管理されているにもかかわらず、請求期間後の厚生年金保険被保険者期間は別の番号となっており、脱退手当金を受給したために番号が異なっているものとするのが自然である。

さらに、元配偶者及びA社を退職後に勤務した事業所の同僚からの証言は、脱退手当金を受給していない事情とまでは言えない上、請求者から聴取しても受給した記憶がないというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、請求者は請求期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。